

行政の窓

令和6年度 道産建築材活用促進事業について

「**非住宅**」の新築や改築を行うときに、「**道産木材**」を積極的に活用して、**PR効果が高く、地域のモデルとなる施設**を建設された場合、「**木工事費用の一部**」を補助します。

▶ 補助率 1/2以内 [補助上限300万]

募集期間

令和6年5月27日 月
～ 6月21日 金

※予算状況に応じ、2次募集を行うことがあります。

令和6年度 道産建築材活用促進事業の概要

目的・内容

道産木材の利用を促進するため、非住宅を建築する建築事業者に対して工事費を補助する。

補助対象経費

道産木材を利用した建築物の工事費（**木工事費分に限る。**）※工事費積算等により確認。

補助率及び補助上限

木工事費の1/2以内 [補助上限 300万円/棟]

事業実施主体

次の要件を全て満たすものとする。

- ①道産建築材を利用した建築物を施工する建築事業者
- ②道産木材を積極的に利用することを宣言した建築事業者
※道産木材活用宣言書の提出。

補助対象建築物

次の要件を全て満たすものとする。

- ①北海道内に建設する民間建築物（国、道及び市町村が建設するものを除く）
- ②R5.10.1日以降に工事着手、R6年度内にも木工事が行われ、R6.12.31迄に木工事が完了すること。
- ③工事における木材利用量全体の**30%以上に、次のいずれかの道産木材を活用**した建築物
ア. 木材の産地及び**合法性が証明**された木材
イ. 森林認証林から産出された木材
- ④主要構造部にあつては、原則としてJASの格付けを受けた乾燥材を利用すること。

予算に限りがあるため、採択基準を設けて審査を行います。

応募の際は、道木連HPの「事業の流れ」「優先採択基準」等をご確認ください。

(ウッドプラザ北海道)



高い利用率、展示効果



先進技術の活用



不特定多数の利用



Q ウッドプラザ北海道

【お問い合わせ先・応募先】

北海道木材産業協同組合連合会

住所：札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階

電話：011-251-0683

メール：doumokuren@woodplaza.or.jp



HOKKAIDO
WOOD
北海道産木材

(水産林務部林務局林業木材課林業木材係)